

○防衛省告示第五十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年二月二十七日次のとおり決定された。

令和八年三月三日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇七三	松島飛行場	東松島市	国有	土地…約四、六〇〇平方メートル

保管施設設置用地として追加提供する。

使用期間…令和八年三月一日から同年十

一月三十日までの間

航空自衛隊松島基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。